

観光関連産業における生産性向上支援事業 仕様書

1 目的

観光関連産業の中核を担う宿泊業は、繁閑差が大きく、雇用安定化、最適化が図りにくい上、昨今は未曾有の人手不足もあり、労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。しかしながら、宿泊施設の多くは、中・小規模事業者であり、経済の規模効果を享受しにくい上、利益率や余裕資金の面から、新たな技術導入や施設改修といった経費負担を伴う業務改善を進めづらい環境にある。

そこで、この地域に蓄積された「モノづくり産業」の改善ノウハウを活用し、大規模な投資をせずに、オペレーション（ソフト）面の業務改善を支援することで、観光関連産業の生産性向上を図る一助とする。

2 業務内容

「モノづくり」産業の設計・評価・改善の知見をもつコンサルタントを派遣し、業務改善支援に取り組む。また、ここで得られた知見を、県内の他のエリア、宿泊施設等へ共有し、本県の観光関連産業の生産性の底上げにつなげる。

(1) 生産性向上支援業務

当業務の実施に当たっては、エリア（市町村や温泉街等を想定）を選定し、面的な業務改善支援を中心に行う。

ア 説明会

県内の中・小規模な宿泊施設が集積するエリアにおいて、当事業の説明会を開催し、参画エリアの募集を行う。なお、募集要項の作成等、説明会の開催に必要な業務は受託者が行うこと。

会場(想定)	知多総合庁舎、西三河総合庁舎、東三河総合庁舎 等
時期	6～7月

イ 対象エリアの選定

応募のあったエリアを審査し、県と協議の上で参画エリアを選定すること。必要に応じて、申請者との間で連携・調整を行うこと。

対象エリア数：3エリア程度

ウ コンサルティング

「モノづくり」産業の設計・評価・改善の知見を持ち、新たな切り口で、業務改善の指摘・助言を行えるコンサルタントを派遣する。

- ・ 指摘・助言は、金銭的・業務的にエリア・宿泊施設に過大な負担をかけず、改善後、コストや業務効率の観点から実感を持てる点を重視すること。
- ・ 国や関係機関等の各種支援メニューのうち、業務改善を行う際に活用でき

る助成金等があれば、あわせて助言すること。

(ア) エリア

アで募集したエリアにおいて、共通の業務の効率化、改善ポイントを検討し、優先順位をつけたうえで、各エリアへフィードバックを行う。

派遣回数	各エリア 4 回/月程度、2 名/回程度
期 間	各エリア 3 か月程度（宿泊施設の繁忙期を避けて実施）
経 費	1 回につき、30,000 円/人程度（交通費別）

(イ) 宿泊施設

(ア) エリア内の業務改善支援を行う中で、希望する宿泊施設に個別訪問し、業務の効率化、改善ポイントを検討し、優先順位をつけたうえで、各施設にフィードバックを行う。

(2) 普及啓発業務

(1) で得られた知見を県内に広く横展開するため、事例集を作成する。

内 容	<ul style="list-style-type: none">・ エリアまたは宿泊施設の課題及び課題に対する改善の具体的な内容・ 業務改善に有効な国や関係機関等の支援メニューの一覧 等
仕様及び提出方法	原則受託者からの提案によるが、愛知県との協議により最終決定する。 なお、必要に応じて、県内の他のエリア、宿泊施設等へ共有（郵送等）を行うこと。
納品期限	2025 年 2 月上旬

(3) その他

その他、当事業の効果を高める業務があれば、提案すること。内容については、原則受託者からの提案によるが、愛知県との協議により最終決定する。

3 報告書の提出

納入期限	2025 年 3 月 28 日（金）
数量及び様式	日本産業規格 A 4 版で 2 部作成すること。あわせて、当該報告書の電子データを提出すること。
納入先	同上

4 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (2) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に本県と十分協議を行うこと。
- (3) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (4) 業務上で事業者等へのアポイントメントや権利関係の申請、施設等の利用申請、関係機関等との協議等が必要となる場合は、全て受託者の責任において必要な手続き等を行うこと。
- (5) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (7) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。